

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（工事の完了の報告） 第三条 法第三十五条第一項の認定を受けた建築主（以下「認定建築主」という。）は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を完了したとき（以下「工事完了時」という。）は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に従って法第三十四条第一項のエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認し、別記様式第一号による工事完了報告書に、次に掲げる図書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二二（略）</p>	<p>（工事の完了の報告） 第三条 法第三十五条第一項の認定を受けた建築主（以下「認定建築主」という。）は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を完了したとき（以下「工事完了時」という。）は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に従って法第三十四条第一項のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認し、別記様式第一号による工事完了報告書に、次に掲げる図書を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二二（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第3条関係）

工事完了報告書

(略)

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を完了したので報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

6	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の <u>一層</u> の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認した建築士等	(略)
	(略)	

(略)

注 (略)

改正前

別記様式第1号（第3条関係）

工事完了報告書

(略)

次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を完了したので報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

6	認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行ったことを確認した建築士等	(略)
	(略)	

(略)

注 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日までに脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定による申請のあつた建築物エネルギー消費性能向上計画についての工事の完了の報告は、この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第三条の規定を適用する。